平成２２年（フ）第２２８号
埼玉県行田市城西１丁目３番13号
債務者　出川由美子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２３２号
埼玉県行田市城西１丁目３番13号
債務者　出川　晃央
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１３号
千葉県成田市本城42番地90
債務者　小谷　春菜
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１５３号
千葉県佐倉市井野1398番地５　ベルハイム岩井105、前住所千葉県佐倉市井野1586番地25Ａ棟403号
債務者　中田　幸雄
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１５６号
千葉県四街道市四街道２丁目17番７号　第一岡田ハイツ205号室
債務者　小澤　祐弘
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１５８号
千葉県白井市大松１丁目１番21号　ハイムグリーンベル207号
債務者　毛利　竜司
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１６６号
千葉県印旛郡酒々井町中川116番地１　マンションジュール302号
債務者　信原　美保
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第９８号
千葉県銚子市三崎町２丁目2431番地の３
債務者　常世田京子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１１号
静岡県裾野市茶畑113番地、前住所静岡県裾野市茶畑1436番地の９
債務者　志水　邦子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
静岡県沼津市五月町２番24号　柴田マンションＢ―302、前住所静岡県沼津市岡宮764番地の16
債務者　寺牛　一恵
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
静岡県沼津市下香貫牛臥3030番地の１　下香貫パークハウス502
債務者　髙橋　康之
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
静岡県伊豆市梅木272番地
債務者　石井　由美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
静岡県沼津市大岡3769番地の５　ハイツフローレンス202号
債務者　辻村恵美子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
静岡県三島市沢地417番地の４
債務者　渡辺　君子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
静岡県伊豆の国市長岡169番地の７　月光園212号
債務者　藤本　繁美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
愛知県知多市新知台２丁目10番地の11　Ｃａｌｍｌｙ新海１Ａ
債務者　堀川　大輔
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１１８号
名古屋市守山区本地が丘1105番地　白山住宅137号
債務者　山口みどり
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部